

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(48) 社会教育事業

教育専門部会

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
2 社会教育委員	社会教育委員として、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱している。 委員定数：10名 任期：2年 委員報酬：7,300円/回	社会教育委員として、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱している。 委員定数：9名 任期：2年 委員報酬：6,300円/回	社会教育委員として、一般公募および学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱している。 委員定数：14名 任期：2年 委員報酬：7,000円/回	定数、選出区分等について調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。(合併後1期については、 一両町から委員を各1名委嘱する。 ただし、委員の定数については、合併時から平成19年8月4日までの間は、 一両町から委員を各1名増員し、12名とする。